

令和6年第12回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和6年11月19日
2. 開催日時 令和6年11月26日 午後3時00分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 11人

5. 出席委員

- 1番 堤 透委員
2番 高田 里美委員
3番 古川 正敏委員
4番 廣瀬 普委員
5番 森 隆委員
6番 浅野 隆士委員
8番 岩田 好博委員
9番 北村 一也委員
10番 酒井 健詞委員
11番 青木千恵子委員
13番 岩田 重雄委員

6. 欠席委員

- 7番 林 鉄雄委員
12番 高田 住代委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

- 事務局長 鹿野 将弘
事務局次長 玉置 公司
書記 住 義之

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 土地区画整理事業の実施について

議案第33号 土地区画整理事業の実施について（継続）

10. 審議の経過

(午後3時00分)

- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は11人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第12回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、13番岩田重雄委員、1番堤透委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和6年10月11日から令和6年11月11日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第19号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第20号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。
(事務局報告)
- 議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第19号、第20号について、質疑等ありませんか。
(質疑、意見無し)
- 議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。
- 議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議 長 議案第34号番号1について、廣瀬普委員ご意見ありますか。
- 廣瀬委員 事務局が説明していただいた通りで問題ないと思います。ご審議よろしくお願
いします。
- 議 長 議案第34号番号2については私の担当地区ですが、特に意見はありません。
- 議 長 議案第34号番号3について、北村一也委員ご意見ありますか。
- 北村委員 申請者が農地所有適格法人であることが確認できており、使用目的変更届出書
を提出し畑地へ変更後、苗場として利用するとのことで、特に問題ないと思いま
すのでよろしくお願ひします。
- 議 長 議案第35号番号1、議案第36号番号2について、担当地区の林鉄雄委員は
欠席ですが、問題ないと聞いています。
- 議 長 議案第36号番号1について、岩田好博委員ご意見ありますか。
- 岩田委員 事務局の説明通りで何も問題ないと思われます。よろしくお願ひします。
- 議 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準
備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思ひ
ます。暫時休憩とします。再開は3時15分とします。
(休憩)
- 議 長 只今より再開いたします。
- 議 長 議案第34号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願ひします。
(質疑、意見無し)

- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第34号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第34号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 北村委員 申請内容を確認すると、譲受人は49.2aを貸付けています。申請地に水稻を作付するとのことでしたが、いかがでしょうか。別の耕作者に来年貸付されるのではないのでしょうか。
- 事務局 自分で作付けすると聞いています。現在も4.5a耕作の内をお持ちです。譲受人の年齢が92歳と高齢ですが、世帯員3名で作付けされる計画です。もしも許可後に自ら全く耕作していない場合は、許可自体に取消しになる可能性があります。譲渡人が遠方に在住という状況で、管理が困難であるため本申請に至っています。受付時に、自ら耕作されることは確認済みですが、総会後に改めて念押しで譲受人にお伝えします。
- 議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第34号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第34号番号3について、古川正敏委員が関係者となりますので、退室をお願いします。
(古川委員退出)

- 議 長 議案第34号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第34号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 古川委員の入室を認めます。
(古川委員入室)
- 議 長 議案第35号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 廣瀬委員 議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」の内容に申請者が農地を貸し付けると記載されていました。今回の転用目的が農業用倉庫とのことで、耕作地を減少させていることが疑問です。この申請者は主に何を作付しているのでしょうか。
- 事務局 主に柿畑を作付していると聞いています。田は別の耕作者へ貸し出していますが、柿畑は後継者の息子へ引継ぐのではないかと推測しています。今回は議案第36号番号2の息子の住宅の地転用許可申請にあたり、その隣地に約50年前から農業用倉庫が建築されていることが判明し、始末書付きでその倉庫敷地等の許可も得なければならなくなったケースです。あくまで息子の住宅がメインの許可申請です。
- 議 長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第35号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

- 議 長 議案第36号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第36号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第36号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第36号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第4、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。
(農業経営基盤強化促進法旧法第18条第3項の各要件を満たしている旨、事務局説明)
- 議 長 議案第37号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第37号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議長 日程第5、「土地区画整理事業の実施について」を議題とします。議案第33号「土地区画整理事業の実施について」、農地部に付託しておりましたので、農地副部長青木千恵子委員に審議結果の報告を求めます。

○青木委員 「議案第33号土地区画整理事業の実施について」、農地部に審議が付託されましたので、巢南庁舎1階公室において市の担当部局である穂積駅圏域拠点整備課に部会への出席と説明を求め、審議いたしました。この事業は、JR穂積駅の南口に隣接した約1.7haの地域で実施される予定であり都市計画区域は市街化区域になっています。したがって、農地法上、農地を転用する際は届出でよい地域であり、駅周辺の基盤整備が進んでおらず、渋滞等の交通課題や未利用地の解消等の問題を解決し、穂積駅を中心とした都市拠点形成を実現するために土地区画整理事業を実施するという市の方針を伺い、特に農業上利用されている施設等もこの地域で存在していないことから、農地部会といたしまして出席者全員で「特に意見はありません。」という結論にいたしました。以上で、農地部会報告を終わります。

○議長 ただいま報告ありました農地部会報告の議案第33号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○北村委員 前回説明があった土地区画整理事業第136条第1項に基づいて意見聴取がされていますが、周辺に農地がなく、施設の変更もないのですが、協議の必要があるのでしょうか。

○事務局 農地部会でも同様の質問がありました。土地区画整理事業の許認可を担う岐阜県から過去に用水路として使用されていた形跡があるならば、農業委員会の意見を伺いたいとのことです。別府地区の駅周辺は宅地化が進んでいますが、そこから遠方の農業用水路まで接続している状況もあることから、農業委員会での意見を求められたと受け止めています。

○議長 他にご意見、ご質問ありませんか。
(質疑、意見無し)

- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第33号について、農地部会の報告に賛成のかたは挙手をお願いします
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、議案第33号について、農地部会報告を瑞穂市農業委員会の意見とします。
- 議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。
- 議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第12回総会を閉会いたします。